

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成19年  
8月21日  
(火曜日)

## 目次

告示

- 一 漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(水産振興課).....
- 一 道路の区域の変更(道路整備課).....
- 一 道路の供用の開始(道路整備課).....
- 二 公告
- 一 契約の締結(情報企画課).....
- 二 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....
- 三 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....
- 三 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(二件)(商政課).....
- 五 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....
- 六 土地改良事業の工事の完了(農村整備課).....
- 六 県営吉見地区ほ場整備事業(第一換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課).....
- 六 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....

### 山口県告示第四百二十四号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成十九年八月二十一日

山口県知事 二井 関成



区	域	区分
大井湊区域		総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により、主としてえなわを使用してふく又はあまたいをとることを目的とする漁業
野波瀬区域		総トン数十トン未満の漁船により、船びき網を使用して営む漁業
豊浦室津区域		総トン数十トン未満の漁船により行う漁業
野島区域		総トン数十トン未満の漁船により、主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業
徳山大津島区域		主として底びき網を使用して営む漁業
田布施区域		主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業

### 山口県告示第四百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成十九年八月二十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月二十一日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道  
路線名 下関長門線  
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
下関市大字小野字辻堂一〇二三の一地先から 同市大字内日上字猿山三五六の六地 先まで	新	最狭 最広	一七・四 七六・二	一、一四三・八	道路改良工事に 完了による。
	旧	最狭 最広	二一・〇〇 二七・〇〇	一、一七一・五	

山口県告示第四百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年八月二十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月二十一日

山口県知事 二井 関成

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 下関長門線	下関市大字小野字辻堂一〇一三の一地先から 同市大字内日上市猿山三五六の六地先まで	平成十九年八月二十一日



(四一八) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成十九年八月二十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る物品の名称及び数量  
サーバ用プリンタ 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成十九年七月二十日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地  
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目一五番二号
- 六 契約金額  
八千八百八十三万円

七 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第一項第八号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(四一九) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年八月二十一日から同年十二月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年八月二十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 マルシヨク床波店  
所在地 宇部市床波一丁目七番七号
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 株式会社サンリブ 住所 北九州市小倉北区金田一丁目三番三三号 代表者の氏名 岩切 陽親
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
氏名又は名称 住 所 代表者の氏名  
株式会社サンリブ 北九州市小倉北区金田一丁目三番三三号 岩切 陽親
- 四 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十年四月三日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
一、二二二平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(一) 駐車場の収容台数  
五六台  
(二) 駐輪場の収容台数

- (三) 三万台
- (三) 荷さばき施設の面積  
三二平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の容量  
一立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻  
株式会社サンリブ 午前七時 午後二時
- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前六時三十分から翌日の午前零時三十分まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数  
三箇所

- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後九時まで

八 届出年月日  
平成十九年八月二日

(四二〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出は、平成十九年八月二十一日から同年十二月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課並びに光市経済部商工観光課及び光市大和支所において公衆の縦覧に供します。

平成十九年八月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 浅江ショッピングセンター  
所在地 光市浅江四丁目四〇三〇の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名  
マックスバリュ西日本株 兵庫姫路市北条口四丁目四 藤本 昭  
式会社

三 株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五 飯塚 正

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	あさひ製菓株式会社	坪野 功	坪野 恒幸

四 届出年月日  
平成十九年八月六日  
五 変更年月日  
平成十五年九月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 浅江ショッピングセンター  
所在地 光市浅江四丁目四〇三〇の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名  
マックスバリュ西日本株 兵庫姫路市北条口四丁目四 藤本 昭  
式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社桑原	株式会社桑原	株式会社ファースト
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社ファーストリテイリング	株式会社ファーストリテイリング	株式会社ファーストリテイリング
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	柳井 正	山口市佐山七二七の	柳井 正

四 届出年月日  
平成十九年八月六日  
五 変更年月日

平成十五年十二月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 浅江ショッピングセンター  
所在地 光市浅江四丁目四〇三〇の三
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 所 代表者の氏名  
マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市北条口四丁目四  
式会社 藤本 昭  
株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五 飯塚 正
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
株式会社ジュンテンドー	株式会社ジュンテンドー	飯塚 道正	"	飯塚 正
"	"	飯塚 道正	"	飯塚 正

- 四 届出年月日  
平成十九年八月六日
- 五 変更年月日  
平成十七年五月二十五日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 浅江ショッピングセンター  
所在地 光市浅江四丁目四〇三〇の三
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 所 代表者の氏名  
マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市北条口四丁目四  
式会社 藤本 昭  
株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五 飯塚 正
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
有限会社野村共栄堂	株式会社明林堂書店	有限会社野村共栄堂	株式会社明林堂書店	"	株式会社明林堂書店
有限会社野村共栄堂	株式会社明林堂書店	有限会社野村共栄堂	株式会社明林堂書店	"	株式会社明林堂書店

- 四 届出年月日  
平成十九年八月六日
- 五 変更年月日  
平成十八年七月七日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 浅江ショッピングセンター  
所在地 光市浅江四丁目四〇三〇の三
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 所 代表者の氏名  
マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市北条口四丁目四  
式会社 藤本 昭  
株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五 飯塚 正
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
株式会社	株式会社	大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称	原田 昭彦	藤本 昭
マックスバリュ西日本株式会 社	マックスバリュ西日本株式会 社	大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称	原田 昭彦	藤本 昭

- 四 届出年月日  
平成十九年八月六日
- 五 変更年月日

平成十九年五月十六日

(四二一) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年八月二十一日から同年十二月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年八月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン長府ショッピングセンター

所在地 下関市長府外浦町三五四七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市北条口四丁目四

藤本 昭

株式会社

北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号

深町 勝義

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	一〇、五〇〇平方メートル	一一、九九二平方メートル
駐車場の収容台数	七八三台	六三二台

四 届出年月日

平成十九年八月六日

五 変更年月日

平成二十年四月七日

(四二二) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年八月二十一日から同年十二月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課並びに光市経済部商工観光課及び光市大和支所において公衆の縦覧に供します。

平成十九年八月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 浅江ショッピングセンター

所在地 光市浅江四丁目四〇三〇の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市北条口四丁目四

藤本 昭

株式会社 ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五

飯塚 正

三 変更に係る事項

駐車場の位置

四 届出年月日

平成十九年八月六日

五 変更年月日

平成十九年八月二十七日

(四二三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年四月六日山口県公告(一六七)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年八月二十一日から同年九月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年八月二十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 クスリ岩崎チェーン下関安岡店  
所在地 下関市梶栗三丁目六番六号
- 二 意見の概要  
街並みづくりについて配慮を求める。

(四二四) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成十九年八月二十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事業の名称  
県営中山地区中山間地域総合整備事業
- 二 工事完了の時期  
平成十九年六月二十六日

(四二五) 県営吉見地区ほ場整備事業(第一換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、  
県営吉見地区ほ場整備事業の施行に係る第一換地区の換地計画を定めたので、同条第四  
項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年八月二十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 縦覧に供する書類  
県営吉見地区ほ場整備事業(第一換地区)換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成十九年八月二十二日から同年九月十日まで
- 三 縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課

- (四二六) 開発行為に関する工事の完了  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に  
関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年八月二十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
光市大字光井字下見ノ越
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
光市島田六丁目一四番三号  
山根 直久

平成十九年八月二十一日印刷  
平成十九年八月二十一日発行

発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)